

令和4年度旭川市農業委員会第12回定例農地部会議事録

- 1 開催日 令和5年3月27日（月曜日）
- 2 開催時間 午後1時34分開会 午後1時57分閉会
- 3 開催場所 旭川市農業センター ホール
- 4 出席委員 18名

| | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番・北原 浩美 | 2番・鹿野 直子 | 3番・柿木 和恵 | 4番・佐藤 慎二 |
| 5番・秦 真一 | 6番・外川 守 | 8番・高倉 伸淳 | 9番・松木 一幸 |
| 10番・宮嶋 睦子 | 11番・平 克洋 | 12番・鷺尾 勲 | 13番・浅沼 博実 |
| 14番・只石 博幸 | 15番・一宮 敏昭 | 16番・清水 利秋 | 17番・石尾 卓也 |
| 18番・山田 孝 | 19番・滝川 岳雪 | | |
- 5 欠席委員 7番・湯浅 光二
- 6 事務局職員 野谷事務局長 小浜事務局次長 西村副主幹
大谷副主幹 稲場主査 北田主査
石山主任 正部川主任 川原主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員 6番・外川 守 8番・高倉 伸淳
- 9 議事内容
 - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
 - (4) 議案第4号 現地目証明願について
 - (5) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - (6) 報告第2号 農地法第18条の規定による通知について
 - (7) 報告第3号 あっせん候補者の登録について

○議長（山田 孝） それでは、令和4年度旭川市農業委員会第12回定例農地部会を開会いたします。

本日の出席委員数は、18名でございます。部会規則第8条の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。

欠席委員の詳細につきましては、事務局から報告いたします。

○事務局（小浜事務局次長） 事務局。

御報告申し上げます。本日の部会に、7番湯浅委員から欠席する旨の届出がございました。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。

6番外川委員、8番高倉委員の両委員を指名いたしますので、よろしくお願いたします。

また、議事について発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。

○議長（山田 孝） それでは、議事に入ります。

日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（大谷副主幹） 事務局。

日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案の該当ページは1ページないし12ページでございます。

御審議いただきますのは、所有権移転が6件、賃貸借権の設定が4件、使用貸借権の設定が5件の合計15件です。

地区の内訳ですが、所有権移転は東鷹栖地区2件、永山地区1件、江神地区1件、西神楽地区2件、賃貸借権の設定は東旭川地区4件、使用貸借権の設定は東鷹栖地区3件、西神楽地区1件、東旭川地区1件となっております。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。

番号14番につきましては、松木委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いします。

- 委員（松木 一幸） （退席）
- 議長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。
- 事務局（大谷副主幹） 事務局。
それでは、内容について御説明いたします。
議案の10ページ、番号14番につきましては、貸主が所有する農地を借主である後継者へ使用貸借し、経営を移譲する案件でございます。
議案補足資料14ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、番号14番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（山田 孝） それでは、番号14番について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。
- 委員（松木 一幸） （着席）
- 議長（山田 孝） 松木委員が関係する案件について、決定いたしました。
引き続き、他の案件について審議を求めます。
事務局から説明いたします。
- 事務局（大谷副主幹） 事務局。
それでは、内容について御説明いたします。
番号1番につきましては、譲渡人が管理する農地を譲受人へ売却し、譲受人が経営の安定を図る案件でございます。
番号2番および3番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人へ売却し、譲受人が規模拡大を図る案件でございます。
番号4番ないし6番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人へ売却し、譲受人が経営の安定を図る案件でございます。
番号7番ないし10番につきましては、貸主が所有する農地を借主に貸し付けし、借主が新規に就農して農業に精励する案件でございます。
番号11番につきましては、貸主が所有する農地を借主に無償で貸し付けし、借主が新規に就農して農業に精励する案件でございます。
番号12番および13番ならびに15番につきましては、貸主が所有する農地を借主である後継者へ使用貸借し、経営を移譲する案件でございます。

いずれも、議案補足資料1ページないし13ページおよび15ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、番号1番ないし13番および15番について審議願います。御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第1号について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きます。日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局から説明いたします。

○事務局（石山主任） 事務局。
日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案の13ページを御覧ください。
本件の転用目的は、第2種農地において、本年6月18日に開催予定の愛犬家を対象としたチャリティーイベントのための会場と駐車場を設置するため、一時転用をするものであります。
まず、議案補足資料17ページの位置図を御覧ください。
申請地はJR近文駅から南西方向へ約2.4kmに位置します。
次に、資料18ページの土地利用計画図を御覧ください。
申請地には来場者用の駐車場、ドッグラン、イベント用ステージ、物販テントが設置される計画です。
審査の内容につきましては、資料19ページの総括表に簡潔にまとめてあります。詳しくは資料21ページおよび22ページの意見書のとおりとなっておりますので、併せて御確認くださいようお願いいたします。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第2号について審議願います。御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） ありませんということですので、議案第2号について「異議なし」と認め、許可相当の意見を付して北海道に進達することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（川原 主任） 事務局。
日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。議案の該当ページは15ページないし60ページでございます。
御審議いただく全体の件数は、所有権移転が7件、利用権設定の賃貸借が98件、使用貸借が2件、合計107件となります。
地区別の内訳でございますが、所有権移転の7件は、東鷹栖地区4件、永山地区1件、西神楽地区2件となっております。
賃貸借の98件は、東鷹栖地区10件、永山地区27件、江神地区2件、西神楽地区7件、東旭川地区52件となっております。使用貸借の2件は永山地区と西神楽地区となっております。
集積面積は、所有権移転が15.4ha、利用権設定の賃貸借が244.5ha、使用貸借が4.1ha、合計264haでございます。
いずれも旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、かつ、利用権設定等促進事業の要件を満たしていると認められることから、議案の内容に基づいて農用地利用集積計画案を策定いたしました。
なお、議案に記載の面積につきましては、所有権移転や利用権設定においては御審議いただく対象の面積を記載しておりますが、この後の報告事項にございます農地法第18条の規定に基づく合意解約におきましては、契約した当時の内容を記載しております。
したがって、登記面積の変更の他、所在や内地番の見直しなどによって、記載される内容が異なる場合がありますことを御承知おきください。
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で、議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。
利用権設定の番号3番および4番につきましては、松木委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

○委員（松木 一幸） （退席）

○議長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（川原 主任） 事務局。
議案の19ページ、利用権設定の番号3番および4番は、借主を変更する

案件であり、借主が借り受けて経営の安定を図るものでございます。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号3番および4番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号3番および4番について異議なしと認め、
計画を決定いたします。

○委員（松木 一幸） (着席)

○議長（山田 孝） 松木委員が関係する案件について、決定をいたしました。
続きまして、利用権設定の番号13番および14番につきましては、鷺尾
委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に
基づき、一時退席をお願いいたします。

○委員（鷺尾 勲） (退席)

○議長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（川原 主任） 事務局。
議案の23ページ、利用権設定の番号13番および14番は、借主を変更
する案件であり、借主が借り受けて経営の安定を図るものでございます。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号13番および14番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号13番および14番について異議なしと認
め、計画を決定いたします。

○委員（鷺尾 勲） (着席)

○議長（山田 孝） 鷺尾委員が関係する案件について、決定をいたしました。
続きまして、利用権設定の番号27番につきましては、秦委員に関係があ
りますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退

席をお願いいたします。

○委員（秦 真一） （退席）

○議長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（川原 主任） 事務局。
議案の29ページ、利用権設定の番号27番は、期間満了による再設定で
ございます。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号27番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号27番について異議なしと認め、計画を決
定いたします。

○委員（秦 真一） （着席）

○議長（山田 孝） 秦委員が関係する案件について、決定をいたしました。
続きまして、利用権設定の番号45番につきましては、平委員に関係があ
りますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退
席をお願いします。

○委員（平 克洋） （退席）

○議長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（川原 主任） 事務局。
議案の36ページ、利用権設定の番号45番は、期間満了による再設定で
ございます。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号45番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

- 議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号45番について異議なしと認め、計画を決定いたします。
- 委員（平 克洋） （着席）
- 議長（山田 孝） 平委員が関係する案件について、決定をいたしました。
続きまして、利用権設定の番号46番につきましては、私に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席いたします。
その間の議事進行につきましては、滝川職務代理者をお願いいたします。
- 委員（山田 孝） （退席）
- 副議長（滝川 岳雪） それでは、事務局から説明いたします。
- 事務局（川原主任） 事務局。
議案の37ページ、利用権設定の番号46番は、期間満了による再設定でございます。
以上でございます。
- 副議長（滝川 岳雪） それでは、利用権設定の番号46番について御審議願います。
御意見、御質問はございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 副議長（滝川 岳雪） それでは、利用権設定番号46番について異議なしと認め、計画を決定いたします。
- 委員（山田 孝） （着席）
- 副議長（滝川 岳雪） 山田部会長が関係する案件について、決定をいたしました。
それでは、議事進行を再び山田部会長をお願いいたします。
- 議長（山田 孝） それでは、続きまして、利用権設定の番号73番につきましては、石尾委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。
- 委員（石尾 卓也） （退席）
- 議長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。

- 事務局（川原主任） 事務局。
議案の48ページ,利用権設定の番号73番は,解約再設定でございます。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは,利用権設定の番号73番について審議願います。
御意見,御質問はございませんか。
- 委員 (意見なし。)
- 議長（山田 孝） それでは,利用権設定の番号73番について異議なしと認め,計画を決定いたします。
- 委員（石尾 卓也） (着席)
- 議長（山田 孝） 石尾委員が関係する案件について,決定をいたしました。
引き続き,他の案件について審議を求めます。
事務局から説明いたします。
- 事務局（川原主任） 事務局。
それでは,他の案件の内容について御説明いたします。
所有権移転は全件が農地移動適正化あっせん事業による売買でございます。
利用権設定の内,議事参与制限の8件を除いた92件は,期間満了による再設定が62件,解約再設定が1件,借主変更が18件,老齢や稼働力不足などを理由とした新規案件が11件となっております。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは,所有権移転の番号1番ないし7番,賃貸借の番号1番および2番,5番ないし12番,15番ないし26番,28番ないし44番,47番ないし72番,74番ないし98番,使用貸借の番号1番および2番について審議願います。
御意見,御質問はございませんか。
- 委員 (意見なし。)
- 議長（山田 孝） それでは,議案第3号について「異議なし」と認め,計画を決定いたします。
-
- 議長（山田 孝） 続きまして,日程第4議案第4号「現地目証明願について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（正部川主任）

事務局。

日程第4議案第4号「現地目証明願について」を御説明いたします。議案の該当ページは61ページでございます。

永山地区、江神地区で各1件、合計で2件の願出がありました。

願出地の所在地区を担当する調査委員による現地調査の結果、現況は願出のとおり農採地以外であることを確認いたしました。

以上でございます。

○議長（山田 孝）

それでは、議案第4号について審議願います。

御意見、御質問はございませんか。

○委員

（意見なし。）

○議長（山田 孝）

それでは、議案第4号について「異議なし」と認め、議案のとおり非農地とすることに決定いたします。

○議長（山田 孝）

引き続き、報告案件について進めてまいります。

日程第5報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」ですが、これにつきましては、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（大谷副主幹）

事務局。

日程第5報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を御説明いたします。議案の該当ページは63ページないし67ページでございます。

本件につきましては合計13件の届出があり、地区ごとの内訳としましては、永山地区2件、江神地区1件、西神楽地区2件、東旭川地区8件となっております。

届出の内訳としましては、全件が相続による所有権の取得でございます。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第7条に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝）

ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長 (山田 孝) それでは、報告第1号を終わります。

○議長 (山田 孝) 次に、日程第6報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」を報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局 (北田主査) 事務局。
日程第6報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」を御説明いたします。議案の該当ページは69ページないし83ページでございます。
本件につきましては、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、東鷹栖地区9件、永山地区4件、江神地区2件、西神楽地区5件、東旭川地区13件、合計で33件ございました。
これらにつきましては、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき、農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。
以上でございます。

○議長 (山田 孝) ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長 (山田 孝) それでは、報告第2号を終わります。

○議長 (山田 孝) 次に、日程第7報告第3号「あっせん候補者の登録について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局 (稲場主査) 事務局。
日程第7報告第3号「あっせん候補者の登録について」を御説明いたします。議案の85ページを御覧ください。
本件につきましては、東鷹栖地区で1件の申出があり、議案にあります名簿登録年月日の日付で登録を行いました。
これらにつきましては、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき、農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。
以上でございます。

○議 長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委 員 （意見なし。）

○議 長（山田 孝） それでは、報告第3号を終わります。

○議 長（山田 孝） 以上で、本日の提出案件審議は、全て終了いたしました。
これをもちまして、令和4年度旭川市農業委員会第12回定例農地部会を閉会いたします。